

入札説明書

令和8年1月19日さいたま市告示第49号により公告した「さいたま市WEBサイトトップページバナー広告枠の売却」の入札等については、関係法令等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

1 広告枠の概要その他の明細

(1) 広告枠の概要について

広告掲載仕様書（添付資料）のとおり

(2) 広告枠概要等の質問方法について

広告枠の概要その他明細に関して質問のある場合は、次のとおり質問書を提出してください。

ア 提出先 市長公室秘書広報部広報課

イ 提出方法 電子メール、FAX又は持参

電子メールアドレス：koho@city.saitama.lg.jp

なお、電子メールによる提出の場合のメールの件名は「さいたま市WEBサイトトップページバナー広告枠の売却」とすること。

ウ 受付期間 令和8年1月19日（月）から令和8年2月4日（水）まで

（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に規定する休日は除く。）

エ 受付時間 （持参の場合）午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 質問に対する回答方法は次のとおりとします。

ア 回答方法 電子メール又はFAX

イ 回答日 令和8年2月6日（金）

※入札参加有資格者の共通認識としていただくため、すべての質問と回答を各入札参加有資格者に通知します。

2 入札日時 令和8年2月13日（金） 午後1時30分

3 入札場所 さいたま市浦和区常盤6-4-21 ときわ会館5階 小ホール

4 入札及び開札に立ち会う者に関する事項

（1）入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。なお、代理人が立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札に関する権限の委任を受けなければなりません。（入札前に委任状を提出）

（2）入札者又はその代理人は、入札場所に入場するときは、競争入札参加資格確認結果通知書の提示を求めますので、必ず持参してください。

5 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出に関する事項

（1）競争入札参加申込兼資格確認申請書は、令和8年2月4日（水）までに必ず提出すること。

（2）明らかに入札参加資格がないと認められるときは、競争入札参加申込兼資格確認申請書を受理しませんのでご注意ください。

(3) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しません。

6 競争入札参加資格確認結果通知書の交付に関する事項

- (1) 競争入札参加資格確認結果通知書は、令和8年2月6日（金）に市長公室秘書広報部広報課で交付する。
- (2) 郵送希望者については、5の書類提出時において返信用封筒に110円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

7 当該業務を担当する部局の名称及び所在地

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4
さいたま市市長公室秘書広報部広報課
電話 048(829)1017（直通）
FAX 048(829)1018

8 入札に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4
さいたま市市長公室秘書広報部秘書課

9 入札保証金

入札金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。なお、免除の申請には、申請書及び契約書等の写しを提出すること。

(1) 提出書類

ア 入札保証金免除申請書
イ 入札保証保険契約書の写し、又は過去2年の間に国（公団を含む）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約書（2回分）

(2) 入札保証金免除申請書等の提出先

市長公室秘書広報部広報課

(3) 提出方法

電子メール、FAX又は持参

(4) 提出期間

令和8年1月19日（月）から令和8年2月4日（水）まで

（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に規定する休日は除く。）

(5) 受付時間

（持参の場合）午前8時30分から午後5時15分まで

10 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

1.1 その他必要な事項

(1) 入札方法

- ア 入札は、所定の入札書をもって行い、入札書を、入札件名を記載した封筒に入れ、提出すること。
- イ 総価で行う。なお、入札金額は、当該物品又は役務に係る価格のほか、輸送費、保険料等当該契約に関する一切の諸経費を含め見積ること。また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 契約金額の支払方法

原則として一括払いとするが、詳細については落札決定後、当該落札者と協議する。

(3) 添付書類

- ア 入札公告の写し
- イ 広告掲載仕様書
- ウ さいたま市広告掲載要綱
- エ さいたま市広告掲載基準
- オ 競争入札参加申込兼資格確認申請書
- カ 質問書
- キ 入札保証金免除申請書

(4) 契約手続等

地方自治法第234条の3に基づく、長期継続契約により契約を締結します。従って、令和8年度のさいたま市歳入予算における当該契約金額に基づく予算措置がなされない場合は、本契約を変更または解除する場合があります。